

## 七沢リハビリテーション病院脳血管センターの移譲の条件

### 1 病院運営

- (1) 現在地で病院を運営すること。
- (2) 病床・診療科等
  - ア 病床数は245床とすること。
  - イ 病床は回復期の病床とし、100床以上を脳血管疾患に関する病床とすること。
  - ウ 上記病床の診療に必要な診療科を設定し、外来診療を実施すること。
- (3) 地域の患者を積極的に受け入れるとともに、地域の医療機関との連携を図ること。
- (4) 看護実習生をはじめ、実習生の受け入れを行うこと。

### 2 移譲方法

土地・建物とも有償譲渡とし、各種資料と現況が異なる場合は、現況を優先する。

### 3 土地

- (1) 平成29年4月以降の売買契約で締結する引渡し日の現況とし、当該土地上のフェンス、擁壁、舗装、立木等を含むこととする。  
なお、外周道路については、5(1)及び(2)を参照すること。
- (2) 各種資料に記載の面積は公簿地積とする。土地の測量は現在実施中。なお、測量結果の面積に基づく売買価格の増減は行わない。
- (3) 隣接地との境界確認は現在実施中。土地境界確認協議書等については、所有権移転登記後に写しを渡す。
- (4) 地下埋設物調査及び土壌汚染調査は行っていない。

### 4 建物

- (1) 平成29年4月以降の売買契約で締結する引渡し日の現況とし、有償譲渡する土地に現存する建物とする。
- (2) 七沢病院もえぎ寮(103戸)については、移譲後も、神奈川県総合リハビリテーションセンターを運営する者(現在は、指定管理者である(社福)神奈川県総合リハビリテーション事業団。以下「リハセンター運営者」という。)に対して次のとおり貸し出すこと。

#### ア 貸出し戸数

平成29~30年度は60戸、平成31~33年度は50戸とし、平成34年度以降の戸数については、リハセンター運営者と移譲先が協議の上決定する。

## イ 賃料

1戸当たりの賃料（管理経費（共益費）等、全てを含めた金額）を提案すること。

なお、支払う賃料については、実際に入居している戸数とする。

（参考） 現在、リハセンター運営者及び入居者が負担している一戸当たりの額の合計は19,800円。

## ウ 契約方法等

賃貸借契約の方法等については、リハセンター運営者と移譲先の間で、貸出し戸数分の賃貸借契約を一括して締結し、詳細は、別途両者で協議すること。

（3）本館及び新館を除く建物の耐震及びすべての建物のアスベストの状況は不明。

## 5 外周道路等

### （1）道路の移譲

病院の外周道路は、現在、県が所有しているため、外周道路も含めて移譲する。

### （2）道路の使用許可

近隣住民等の道路の使用を許可すること。

### （3）七沢病院近隣の街路灯

県は、地域の住民の防犯の観点から、七沢病院の近隣に街路灯を設置（13基）しており、当該街路灯も移譲する。

## 6 運営費等への補助

運営費、改修費の補助については、移譲を理由とした特別な補助は行わない。

## 7 病院運営の継続

できるだけ長期間（少なくとも10年間）に渡って、現在の場所で病院運営を継続すること。

上記条件の実効性を確保するため、契約締結日から10年間、病床（245床）を移動することを禁じるとともに、不動産の全部を譲渡することを禁じる。

なお、病院運営に直接の影響が及ばない不動産の売却等については、県との協議によることとする。

## 8 医療従事者の確保

医療従事者については、移譲先が確保すること。

## 9 県等の施策への協力

保健・医療・福祉施策をはじめ、神奈川県及び厚木市の各種施策に協力すること。

## 10 地域の住民への対応

地域の住民の要望等になるべく応えること。